

(平成24年3月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係 1 件

旭川厚生年金 事案962

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月11日から平成14年3月26日まで
株式会社Aにおいて営業職として勤務し、給料は20万円から40万円だったが、手元に残っている給料明細書から確認できる給料支給額及び厚生年金保険料控除額と国に記録されている標準報酬月額が相違しているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料明細書に記載されている給料支給額によると、申立人の主張するとおり、申立期間においてオンライン記録の標準報酬月額に見合う報酬月額以上の給料が支払われている月が相当数確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、昭和63年7月から平成12年6月までの期間について、申立人から提出された給料明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額（昭和63年8月については、対応する給料明細書が無いものの、前後の月の給料明細書から推認される厚生年金保険料額）に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同じ又は下回っていることが確認できる。

また、申立期間のうち平成12年7月から14年2月までの期間について、申立人は当該期間においては、会社から給料明細書ではなく代わりに計算書を渡

されたとしているところ、申立人から提出された当該期間の一部期間に係る計算書の記載内容（注文者、受注金額等の売上げに関するもの）は給料明細書とは異なっており、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことまでは推認できない。

さらに、営業職だった同僚から提出された給料明細書によれば、申立人と同様にオンライン記録の標準報酬月額に見合う報酬月額以上の給与が支払われている月が相当数確認できるものの、控除されている厚生年金保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づき算出した厚生年金保険料額とおおむね一致していることから、株式会社Aでは、実際の給料支払額よりも低い標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届出していたものと考えられる。

加えて、商業登記簿謄本によれば、株式会社Aは既に解散しており、元事業主は、「会社閉鎖、倒産により、関係書類全て存在していない。」と回答していることから申立内容を裏付ける資料及び証言等は得られなかった。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたと認めることはできない。